入札説明書

令和7年札幌市告示第4230号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和7年10月14日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課管理係(電話011-350-5738) メールアドレス yuso.center@city.sapporo.jp

- 3 入札に付する事項
 - (1) 役務の名称

大通証明サービスコーナービジネスホン借受

(2) 調達案件の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間

令和7年12月1日から令和12年11月30日までとする。

ただし、本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 履行場所

大通証明サービスコーナー

(札幌市中央区大通西4丁目 地下鉄南北線大通駅コンコース)

(5) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4~7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 札幌市内に本店又は支店を有する者であること。
- 5 入札書の提出方法等
 - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所及び問い合わせ先上記2に同じ。
 - (2) 入札書の受領期限

令和7年10月21日(火)正午(送付による場合は必着)

(3) 開札の日時及び場所

令和7年10月21日(火)13時15分

札幌市デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 (札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎2階北側)

(4) 入札書の提出方法

入札書は別紙 1 様式にて作成し、下記アまたはイの方法により提出すること。なお、入札者

- は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
 - ア 直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合は その名称又は商号)及び「令和7年10月21日(火)13時15分開札「大通証明サービスコーナービジネスホン借受」の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに(2)の受領期限までに提出しなければならない。
 - イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「大通証明サービスコーナービジネスホン借受」の旨を記載し、上記2で作成した封書を外封筒に入れ、 その外封に「令和7年10月21日(火)13時15分開札「大通証明サービスコーナービジネスホン借受」の入札関係書類在中」の旨を記載のうえ、上記2あてに入札書の受領期限までに送付しなければならない。
- (5) 同等品で参加する場合

仕様書に示す同等品条件を満たすものにより入札に参加する場合は、上記(2)の期限までに下記書類を上記2の契約担当部局へ電子メールにより提出すること。

ア 同等・規格確認書(別紙5)

- イ 仕様書の規格を満たしていることが分かる書類(カタログ等)
- (6) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答
 - ア 提出方法

書面による持参、送付、又は電子メールにより提出すること。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和7年10月16日(木)の16時00分までの間で提出すること。

ウ 回答書の閲覧

令和7年10月17日以降、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、デジタル戦略推進局局スマートシティ推進部ホームページに掲載する。

- (7) 入札の無効
 - ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした 入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当す る入札は無効とする。
 - イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第13条に定める入札参加資格の審査書類の提出の指示 があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったときは、当 該入札は無効とする。
- (8) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行する ことができない状態にあると認められるとき
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することが できない状態にあると認められるとき
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき
- (9) 代理人による入札
 - ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代 理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をし たうえで、入札書とともに委任状(別紙2)を提出しなければならない。
 - イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (10) 開札
 - ア 開札は、入札後直ちに上記5(3)の場所において行う。
 - イ 開札をした場合において、入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で有効な入札がないとき は、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額(月額)の1年間当たりの額に換算した額(月額×12)の100分の10に相当する金額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (3) 最低制限価格の設定 無
- (4) 落札者の決定方法
 - ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にく じを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当入札者又 はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係の ない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査(事後審査方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日 以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、入札説明書に示す書類(上記4に掲げる入札参 加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。電子メールにより提出する場 合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは 札幌市競争入札参加資格(物品・役務)に登録されている見積依頼用メールアドレスとするこ と。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

オ 入札が無効となった者の取扱い

上記ウ又はエに基づき入札が無効となった者は、上記 5 (10)イに掲げる再度の入札に参加できないものとする。

- (5) 入札者に要求される事項
 - ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証明 する書類(別記参照)を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類 に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に 説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはでき ない。
- (6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき

- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。
- (7) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書(別紙4)を提出しなければならない。

- (8) 契約書の作成
 - ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。
 - イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約 書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。
 - ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付 するものとする。
 - エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (9) 契約条項

別紙契約約款のとおり

(10) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内(札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。)に、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

書面の提出は持参によるものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。